

# 山梨県営住宅設置及び管理条例の改正について

## 1 条例化する対象

根拠法令	対象	基準政省令
公営住宅法	入居収入基準(本来階層)	公営住宅法施行令(参酌すべき基準)
	入居収入基準(裁量階層)	公営住宅法施行令
	裁量階層の範囲	公営住宅法施行令
	整備基準	平成23年国土交通省令第103号「公営住宅等整備基準」(参酌すべき基準)

## 2 現行基準の概要

### (1) 入居収入基準及び裁量階層について

- 入居収入基準とは、公営住宅に入居することができる資格のうち、収入の基準を定めるものである。
- 裁量階層とは、本来階層の者より高い所得を得ているが、特に居住の安定を図る必要がある者である。

入居収入基準	本来階層: 月額158,000円以下 裁量階層: 月額214,000円以下まで引き上げ可能
裁量階層の範囲	高齢者、障害者、子育て世帯 等

### (2) 整備基準について

- 公営住宅等を整備する際の基準として次の内容が省令に定められている。

#### 公営住宅等整備基準

<input type="checkbox"/> 総則 ○趣旨及び配慮事項	<input type="checkbox"/> 温熱環境(省エネ) ○遮音性能 ○劣化の軽減 ○維持管理への配慮	<input type="checkbox"/> 附帯施設
<input type="checkbox"/> 敷地の基準 ○敷地の位置及び安全等	<input type="checkbox"/> 住宅の規模 ○住宅の設備	<input type="checkbox"/> 共同施設の基準 ○児童遊園 ○集会所 ○広場及び緑地
<input type="checkbox"/> 公営住宅の基準 ○住棟等の基準 ○防火、避難、防犯	<input type="checkbox"/> 空気環境(シックハウス) ○高齢者等への配慮(住戸内の各部) ○高齢者等への配慮(共用部分)	<input type="checkbox"/> 通路 ○通路における階段

## 3 県が定める基準の考え方

### (1) 課題等

#### ○入居収入基準について

- 入居収入基準を引き上げた場合  
従来から対象となっている入居資格者の入居機会が減少する。
- 入居収入基準を引き下げた場合  
これまで入居資格のあった者の入居が制限される。

#### ○整備基準について

これまでの整備基準を運用していく上で特に支障は生じていない。

### (2) 方針

#### ○入居収入基準及び裁量階層について

##### ア 入居収入基準の設定

本来階層については、本県の実情に国の政令と異なる特殊性はないことから、参酌すべき基準を県の基準とする。  
また、裁量階層については、現行基準の運用において、特段の問題がないことから、現行どおりとする。

##### イ 裁量階層の範囲

現行基準の運用において、特段の問題がないことから、現行どおりとする。

#### ○県営住宅等整備基準について

本県では、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき特段の事情がなく、これまでの運用でも特に支障は生じていないことから、国土交通省令の参酌すべき基準を県の基準とする。

## 4 山梨県独自基準(案)

上記(3 県が定める基準の考え方)により、本県では、参酌すべき基準どおりの基準又は現行どおりの基準とする。

※参酌すべき基準については、ホームページのトップページから政省令を参照。